

報告事項No. 2 請願第15号

2015年3月 6日

川崎市教育委員会委員長 嶋 正人 様

「教育に憲法を生かす川崎市民の会」

代 表 畑谷 嘉宏 (川崎北合同法律事務所)

多摩区登戸 3398-1、三井ビル5階 (044-931-5721)

事務局長 橋本 清貴

多摩区

2016年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書 1. 請願の趣旨

今年の8月は、2011年に採択された中学校教科書が新しい教科書に編集替えが行われる年であることと、高校教科書については毎年の採択であることを踏まえて、この請願を提出するものです。

同時に、昨年改訂された地方教育行政の組織および運営に関する法律（以下「改訂地教行法」という）の徹底のために、文科省初等中等教育局長の通知（以下「通知」という）の中に「(二)教育委員会について」の最後の「(6)その他」として以下の文章があります。

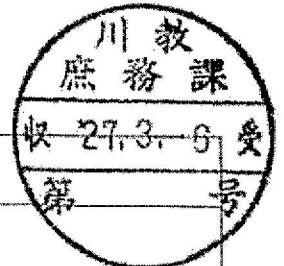
すなわち「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状や関する調査』（文部科学省実施）の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。」

以上の通知文書の中にある「地域住民の民意を十分反映するため」を、「教科書採択」で生かすためには、今までも行っている教科書展示会場を一層住民に開かれたものにすることが重要になってきています。

そこで、昨年の展示会場のアンケートに書かれた文書の中から改善して欲しいことを以下に具体的に「請願事項」として請願するものです。

2. 請願事項

- ① 全部の行政区に、最低1カ所の教科書展示場を設けること。
- ② 教科書展示場との表示がなく場所が分かりにくかったので、教科書展示場に会場表示を掲げること。
- ③ 臨時会場の展示期間をせめて1週間にすること。
- ④ 市民へ「教科書採択のために市民の意見を求めている」などのアピールをすること。
- ⑤ 意見が書きやすいように、机や椅子を用意すること。また、明るい場所で書けるような設備を設けることやコピーができるようにすること。
- ⑥ 昼間働いている方が展示場に行けるように、夜(せめて7時まで)や休日も含めて展示場を開設すること。



氏 名	住 所
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]